（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十五条　法第十三条第二項第一号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

［一～十二　略］

十三　内国有価証券投資事業権利等及び特定内国電子記録移転権利　第六号の五様式第一部及び第二部に掲げる事項

十四　外国有価証券投資事業権利等及び特定外国電子記録移転権利　次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

［十五・十六　略］

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十五条の二　法第十三条第二項第一号イ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書　次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

ニ　当該特定有価証券が外国通貨又は暗号資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

ホ　当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は内国信託受益証券若しくは内国信託受益権のうち外国貸付債権信託受益証券に類する性質を有するものである場合であって元本の保証が行われていない場合には、その旨

ヘ　［略］

二　［略］

2　（既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十五条の三　法第十三条第二項第一号ロ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書　次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　当該特定有価証券が外国通貨又は暗号資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

ニ　当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は内国信託受益証券若しくは内国信託受益権のうち外国貸付債権信託受益証券に類する性質を有するものである場合であって元本の保証が行われていない場合には、その旨

ホ　［略］

二　［略］

2　［略］

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十五条　［同上］

［一～十二　同上］

十三　内国有価証券投資事業権利等　第六号の五様式第一部及び第二部に掲げる事項

十四　外国有価証券投資事業権利等　次に掲げる事項

［イ・ロ　同上］

［十五・十六　同上］

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十五条の二　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　当該特定有価証券が外国通貨によって表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ホ　当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は内国信託受益証券のうち外国貸付債権信託受益証券に類する性質を有するものである場合であって元本の保証が行われていない場合には、その旨

ヘ　［同上］

二　［同上］

2　（既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十五条の三　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　当該特定有価証券が外国通貨によって表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ニ　当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は内国信託受益証券のうち外国貸付債権信託受益証券に類する性質を有するものである場合であって元本の保証が行われていない場合には、その旨

ホ　［同上］

二　［同上］

2　［同上］